

不利益処分

処分名	学校施設利用の許可取消し
根拠法令	奄美市学校施設使用条例 7 条
所管課	スポーツ推進課

1 処分の内容

学校施設利用の許可を取り消す。

2 処分の要件

次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を停止し、許可内容を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 教育委員会において必要があると認めるとき。